

本山町特定事業主行動計画

(後期計画)

本 山 町

第1 はじめに

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進することにより、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

この法律では、次世代育成支援対策の取組の1つとして、国や地方公共団体の機関に対して、その機関の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう計画を策定することとされています。

本町においても、関係課職員により検討を進め、職員を対象に「本山町特定事業主行動計画」を策定し、目標の達成に向けて取り組んできましたが、前期計画の期間が令和元年度で終了することから、今後5年間の後期計画を策定し、更なる職場の環境整備に取り組めます。

令和2年4月1日

令和6年2月20日改定

本山町長
本山町議会議長
本山町選挙管理委員会
本山町教育委員会
本山町農業委員会

第2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

第3 計画の推進にあたって

この計画は、本町の職員及び町立の小・中学校に勤務する県費負担の教職員を対象としています。本来、町の機関や任命権者ごとに策定するものとされていますが、本町の実情に合わせ、連名で計画を策定しました。

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、策定主体である特定事業主の人事担当課は、次に掲げる事項をはじめとする行動計画の実施に努めるものとします。

- ①職員に対し、支援対策に関する情報提供を行います。
- ②行動計画の実施状況・数値目標の達成状況の把握及び結果を踏まえ、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

第4 計画の周知

本計画については、全ての職員が知りうるように共有フォルダへの掲載など適切な方法により周知するとともに、対策に関する職員研修の実施や情報提供等を併せて行うことにより、周知徹底を図ります。

第5 計画の公表

本計画は、ホームページへの掲載により公表することとします。

第6 具体的な内容

- 1 職員の勤務環境の整備に関するもの
 - (1) 妊娠中及び出産後における配慮
 - ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知します。
 - イ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、各課等において業務分担の見直しを行います。
 - ウ 妊娠中の職員に対しては、本人の申出により、時間外勤務を命じないよう周知をします。
 - エ 出産費用の給付等の経済的な支援措置について周知します。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、妻が出産する場合の特別休暇、育児参加するための特別休暇及び年次休暇の取得促進を図るとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

目標 配偶者出産休暇の取得率 100%

育児参加休暇の取得率 50%以上

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業等の周知

育児休業等の制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知に努めます。

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

職員が育児休業等を取得することに周囲の職員の理解・支持が得られるよう、職場の意識改革を行います。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、休業中の職員に対する業務に関する情報提供を行うとともに、職場復帰に際して研修その他の必要な支援を行います。

エ 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

職員から育児休業の請求があった場合に、職員の配置換え等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図ります。また、職員から育児短時間勤務の請求があった場合には、当該職員の業務を処理するための措置として任期付短時間勤務職員の任用や、2人で1つの職を占める並立任用の制度の活用等を図ります。

目標 育児休業の取得率 男性85%（1週間以上の取得率） 女性100%

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学前の始期に達するまでの子どものいる職員の時間外勤務を制限する制度について周知します。

イ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのもの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進します。

ウ 時間外勤務縮減のための意識啓発等

ノー残業デーの意義を再確認し、安易に時間外勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行います。

エ 勤務時間管理の徹底等

職員の勤務状況の的確な把握、実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図ります。

目標 職員の1年間の時間外勤務時間数 上限360時間の達成

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

管理職は、事務処理の相互応援体制を整えるなど、職員が年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、個々の職員の年次休暇取得状況を定期的に把握し、計画的な年次休暇の取得を指導します。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季（7月から9月まで）等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得の促進を図ります。

目標 年次有給休暇の平均年間取得日数 15日以上

個々の職員の取得日数 年5日以上

ウ 子どもの看護休暇等の取得の促進

子どもの看護のための特別休暇の周知を行い、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行います。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域の子育て活動への参加に意欲がある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもが参加する地域活動に敷地や施設を提供します。

スポーツ活動や文化活動など、地域の子育て行事への職員の積極的な参加を支援します。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に関し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施します。

エ 安全・安心な子育て環境の支援

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への職員の積極的な参加を支援します。

(3) 子どもと触れ合う機会の充実

子どもたちの社会科見学としての庁舎訪問を歓迎し、小中学生の理解の増進に協力します。

レクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみだけではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮します。